

第4回ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定WG 会合次第

1. 日時：
2013年4月26日（金）14：00～16：00
2. 場所：
ジェットロ本部 6階H会議室
3. 次第：
 - 1) 事務連絡（事務局）
 - 2) ガイドライン第Ⅰ部、第Ⅱ部の再修正案精査
 - 3) ガイドライン第Ⅲ部の修正についてディスカッション等
 - 4) 次回会合日程決定

以上

2013年4月26日

2013年度第1回（通算第4回）
ジェットロ環境社会配慮諮問委員会ガイドライン改定WG 会合出席者

（諮問委員）

<学識経験者>

原科 幸彦 千葉商科大学政策情報学部教授（東京工業大学名誉教授）
村山 武彦 東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
柳 憲一郎 明治大学法科大学院教授

<NGO 関係者>

松本 悟 メコン・ウォッチ顧問（法政大学国際文化学部准教授）

<産業界>

高梨 寿 社団法人 海外コンサルティング企業協会 専務理事

<政府機関>

田中 研一 国際協力機構 国際協力専門員

（ジェットロ）

総務部総務課長	仲條 一哉（欠席）
機械・環境産業部インフラ・プラント ビジネス支援課長	村上 義
総務部環境社会配慮審査役	作本 直行

（事務局）

総務部主幹	佐々木 光
総務部総務課長代理	浦辺 千鶴

以上

2013. 4. 26

事務局

2013. 3. 28 第3回環境社会配慮ガイドライン改定WG議論のポイント(メモ)

(同ガイドライン第Ⅲ部について)

1. Jガイドラインの明示性について

応募要領に同ガイドライン活用が明示されないのであれば調査企業は当然リファーしない。のみならず諮問委員会のモチベーションも低下する(高梨、原科委員等)。

→ジェトロのスクリーニング様式を作成して前面に出せないか(原科委員)

2. METI 案件審査段階への関与について

現状審査準備段階でジェトロ環境審議役のコメントを提出するかたちで間接的には意見を反映。ただし厳密には諮問委員会の意見ではない。しかも審査段階でどう生かされているかは不明(作本)

→審査役コメントの背景にあるのはガイドラインと諮問委員会意見。同コメントは審査段階で生かされていると理解(村上)

3. 案件熟度の問題について

仮に段階に分けたとしてその後どう生かされるか(作本)

→調査内容変更まで要請すべき(松本委員)

→調査内容に影響を与えるためには諮問委員会の名前が必要(原科委員)

→諮問委員会の意見を次のステップのJICAに出し、生かすことはできないか(高梨委員)

→調査実施中と調査の後の2段階の意見提出か(原科委員)

4. 今後の方向性について

→今の受託のかたちでは調査が終わってから内容を検証し、その後これを生かすためにJICAに報告するという形式か(村山委員)

→3段階か。まず審査段階。これが難しいとすると応募要領⑤の実施計画書提出の段階。次にJICAへの報告。このステップを踏んで最終的には審査段階に生かしてもらおう(原科委員)。

以上

前回WGIにおける第Ⅲ部に関連した議論のメモ

■これまでのおおよそのスケジュールイメージ

5月連休前	公示
5月下旬または末	提案提出
7月前後	審査（経済産業省の委員会）、採択（スクリーニング結果公表）
7, 8月	契約締結（実施計画書を含む）
9月	現地調査（踏査）
9-11月	中間報告会
11-12月	現地調査
1-2月	現地報告会
1-2月初旬	精査
2月中旬	成果物

■JETROおよび諮問委員会の関与段階

- 1) 審査段階 JETROは名目的には関与しないが、実質的に参考意見を出す形で関与
→実施期間に見合った調査へのコントロール可能性、ガイドライン上の扱い
- 2) 実施段階 JETROは名目・実質ともに関与
→熟度に応じた対応の可能性、諮問委員会の関与可能性
- 3) 終了後 JETROは成果物を提出、諮問委員会は報告を受けて意見を作成
→JICA等へ提出可能性

■他のガイドラインとの関係

- ・ JICAやJBICを参照する形か →現行ではスクリーニング段階での記述を参照するよう記載
- ・ 他のガイドラインは参照しない形でJETRO独自の内容を記載するか

■調査実施段階での熟度の扱い

- ・ 熟度の区別の可能性（属人的に対応するかルールで対応するか）
- ・ スクリーニングシートや個別提案書の活用可能性
- ・ メルクマールとして考えられる項目
 - ・ 既出の調査報告（フィージビリティスタディ、マスタープラン等）
 - ・ 場所や規模の特定可能性

ジェトロ環境社会配慮ガイドライン

(2013年改訂版)

2013年〇〇月〇〇日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

目次

第 I 部 基本的事項

1. 基本理念
2. 本ガイドラインの目的
3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲
4. 社会環境と人権への配慮
5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保
6. ガイドラインの改訂について
7. 用語の定義

第 II 部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方
2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮
3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援

第 III 部 案件形成調査事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方
2. 調査の手続き及び方法

別紙1 貿易・投資促進事業において想定し得るリスクにとって参考となる国際的な枠組み、条約等の例

別紙2 申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領

別紙3 調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

コメント [作本1]: 目次 III 部構成の章立ては、これまで通り。

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン

第 I 部 基本的事項

1. 基本理念

日本貿易振興機構(JETRO、以下「ジェットロ」)は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与することを目的に設立され、貿易・投資の振興及び開発途上国調査研究を実施する独立行政法人である。

コメント [作本2]: 柳委員からの表現指摘(3/28WG)。

近年、国際経済の急速なグローバル化、開発途上国経済の発展、いわゆる新興国経済の登場、国際的な民主化の流れといった顕著な動きが現れている。環境問題の分野では、先進諸国がその高度成長期に経験した産業・都市型の公害が、アジア等の多くの途上国で深刻化し、共通の課題になってきた。さらに、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、森林破壊等の地球規模の環境問題や、生態系破壊の問題等が顕著となり、先進国と途上国にとって、持続可能な開発のための国際協力が重視されることになってきた。

コメント [作本3]: 文章の流れを修正で、「環境問題の分野では、」を挿入。ここは、アジア等の途上国国内での産業・都市型公害の課題、さらに、地球温暖化問題の登場、最後に、持続可能な開発のための国際環境協力の重視の順で、述べる。

こうした状況は、人々に開発行為への環境社会配慮の必要性を認識させる契機となった。例えば、政府開発援助(ODA)に関しては、1985年にOECDの「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントに関する閣僚理事会勧告」が出され、多国間援助機関と主要な二国間援助機関は、環境社会配慮ガイドラインの策定と運用を行ってきた。最近では、環境面だけでなく、社会面への配慮が特に重視されるようになってきた。このような動きは、今日では輸出信用機関や民間金融機関等にも及び、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則として国際ルール化し、定着しつつある。

また、企業の行動が環境や社会に与える影響への懸念も高まり、OECDは多国籍企業ガイドライン、国連はグローバル・コンパクト、国内では日本経済団体連合会が企業行動憲章の改定等をそれぞれ行ってきた。企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)がISOに組み入れられることになり、企業による環境保護への積極的取り組みが多くの分野で見られることになった。

近年、国際社会に果たすジェットロの役割は、ますます拡大、多様化しつつある。環境社会配慮に対するこのような国際的な取り組みと意識の変化に対応して、ジェットロは、2007年12月に「環境社会配慮の実施に関する規程」を制定した。同規程第2条1項は「機構は、役員員その他の関係者の環境や社会への負の影響の回避又は最小化に関する意識を

書式変更: 蛍光ペン

高め、環境及び社会に配慮した業務運営を行う」と明定する。

コメント [作本4]: 中期計画でなく、ジェトロの規程に基づき、置き換えて、記述。

このような背景の中で、官民連携して、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて、持続可能な社会づくりに貢献をすることは、公的機関としてのジェトロの責務であるという基本理念をここに明確にする。ジェトロの環境社会配慮に果たす役割が重要になりつつあり、そのためには、環境と社会に配慮した業務運営を確実に実施するための具体的な責務とその手続きを、**同規程に基づき**、ジェトロ**環境社会配慮ガイドラインに**定めることが必要である。

コメント [作本5]: GLの策定根拠は、既に規程が定めているので、その根拠を明示する必要はある。

2. 本ガイドラインの目的

このガイドラインは、ジェトロがその事業を通じて、持続可能な社会づくりに貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。このため、本ガイドライン第I部は総論、第II部はジェトロの貿易・投資促進事業、第III部は案件形成調査事業**等**の環境社会配慮について、それぞれ取りまとめるものとする。

コメント [作本6]: 「等」を追加し、METI以外からの受託事業にも広く及ぶ仕組みに変える。

3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

環境社会配慮の範囲(スコープ)には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)、並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症が含まれる。また、このスコープには、放射性物質による環境社会影響を含むものとする。

検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響としては、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

4. 社会環境と人権への配慮

環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の実情による影響を受けやすい。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

ジェトロは、事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、子ども、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にある者の人権について特に配慮する。

5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保

ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「環境社会配慮諮問委員会(以下「諮問委員会」)」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し等について、専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックス等の文書で受け付ける。

ジェトロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

6. ガイドラインの改定について

本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後、5年以内に包括的な検討を行い、その後は、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

7. 用語の定義

(1) 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等自然への影

コメント [作本7]: GLの元表現は「…実現は…実情に影響を受ける」だが、「…による影響を受けやすい」と修正して、読み易く。が、これで良いか。

コメント [作本8]: GLのカッコ内(事業名)を削除。

コメント [作本9]: 「施行後、10年以内に包括的な検討を」と前回は修正提案をしたが、10年に変えてしまう表現は不正確。「行い、その後は、」と修正した。旧表現は、5年以内の改定だけを述べていたため。

響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。

(2) 「貿易・投資促進事業」とは、(1)中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援として行う輸出促進、海外進出・在外日系企業支援、海外ビジネス情報提供、(2)対日投資促進、および(3)アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等としての調査・研究、途上国のビジネス開発支援等や情報発信を含む事業をいう。また、貿易・投資促進事業には、経済産業省からの案件形成調査等の委託事業も含むものとする。

(3) 「案件形成調査」とは、次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトのシーズを発掘するために行う調査であり、「ジェットロ案件形成調査」とは、ジェットロが経済産業省からの受託事業として行なう案件形成調査のことをいう¹。

(4) 「フィージビリティ調査」とは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するもので、通常はプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的、さらには環境面から見て、実行可能であるか否かを客観的に証明しようとする調査のことをいう。

(5) 「ステークホルダー」とは、広義にはジェットロ事業に関係を有する、あるいはジェットロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェットロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。ただし、ジェットロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体(非正規居住者を含む)及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動しているNGOを含む)のことをいう。

(6) 「スクリーニング」とは、ジェットロ案件形成調査の個々の提案案件について、その事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、対象案件を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類し、そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

(7) 本ガイドラインにおける「幅広い洗い出し」とは、ジェットロ案件形成調査の次の段階で行う環境アセスメントのスコーピングの準備として、当該案件が事業化される際に環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目を選定することをいう。

して

¹ 「国際協力用語集」(国際開発ジャーナル社、東京、2004年)参照。

コメント [作本10]: JICAのGL定義文言と同じ。しかし、「人の健康」保護の視点がなく、廃棄物などの公害問題にも触れておらず、不足はないのか。

コメント [作本11]: 貿易投資促進事業に含めて整理したらとのWGコメントに基づく。村山、高梨コメント(3/28WG)で、委託事業を貿易投資事業に含めてみた試案が、当然のことで、記述の必要までないかも。

コメント [作本12]: 「シーズ発掘」表現では、各種調査案件の熟度説明に沿っていない。案件の熟度に応じて、調査を分類する場合、区別効果は意見書のみで反映されるとの立場で、納得できるか。また、各案件の熟度につき、申請者が自己申告できるか。

コメント [作本13]: 各案件における異なった進捗度に合わせた記述方式が、GL上、必要となるのか。例えば、既にEIA実施後の案件に対し、「項目洗い出し」の調査実施では、順序がおかしくなる。

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上

今日、世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業活動に係る3つの側面(いわゆる「トリプルボトムライン」)を総合的に捉え経営を行うことで、企業の社会的価値の向上、ひいては長期的な競争力の確保に結び付けるという見地から、新たな取り組みに着手している。その背景には、それぞれの国や社会のあり方を反映しつつも世界的に共通して企業の社会的責任(CSR)が強く問われるという、時代の要請がある。

公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェトロの役割は、一方で自らが事業主体となる貿易・投資促進事業の環境社会影響に適切な配慮を行うことで組織としての社会的価値を高めることに加えて、民間企業による環境社会配慮、さらにはCSR活動を支援することで、持続可能な社会の実現に寄与することである。

(2) 情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション

一般的に環境社会配慮の信頼性、あるいは企業のCSR活動の信頼性を支える最も重要な要素は、積極的な情報の公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである。ジェトロは、自らの事業に関する情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。

2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮

ジェトロはその貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、環境や社会に対し事業主体として種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロはこのような貿易・投資促進事業遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令(慣習法や慣習的権利を含む)や国際規範(各種の国際的な協定や条約等)、さらには持続可能な社会に向け世界で取り組まれている各種の実践事例(グッドプラクティス)等を踏まえながら、その事業を企画、実施していく。

具体的には別表のとおり、貿易・投資促進事業をその性質により、「我が国中小企業等の輸出促進(Outbound)」、「我が国中小企業等の海外進出支援(Outbound)」、「開発途上国との貿易取引の拡大等(Inbound)」、「対日投資の促進(Inbound)」の4つに分類し、それぞれの事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り

組んでいく²。

3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援

(1) 環境社会配慮に関する情報の提供と助言

ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範(各種の国際的な協定、条約等)、そして**各種の実践事例**等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて海外とりわけ開発途上国の進出日系企業に提供し、我が国企業のCSR活動、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、開発途上国の現地企業・民間団体、公的機関のCSR活動、環境社会配慮の支援にも努める。

さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、税制や最低賃金等、進出先における経営面での制度情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行う。

(2) 第三期中期計画に基づき実施する日本企業の海外展開支援事業等と環境社会配慮

ジェトロは、中小企業を中心とする日本企業の海外展開を支援している。これには、輸出促進、海外進出・在外日系企業の支援等が含まれる。支援にあたっては、わが国企業がビジネス基盤を築いたアジア地域及びポリウムゾーンの拡大が顕著な新興国地域等(BOP層の成長が見込まれる地域を含む)を最重点地域として(資源を投入し)、我が国企業の活動内容や発展段階に応じた対応を(支援を)行っている。さらに、アジア等の経済連携の強化に向けての貢献として、途上国にビジネス開発支援等を行っている(第三期中期計画参照)。これらの支援事業の実施においては、環境社会上の問題とこれへの対処に注意を向ける必要があり、これら日系企業に対する環境社会配慮を支援する。

(3) 実践事例の普及・啓蒙

CSR活動とは、法令遵守はもとより、事業に密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全を含めた環境保護、労働環境改善、社会的弱者への配慮、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらにメセナ活動やフィランソフィー等と多岐に及ぶものである。ジェトロはその業務を通じて、企業が取り組み様々なCSR活動に協力し、支援していくが、海外とりわけ開発途上国における実践事例の普及・啓蒙に取り組んでいく。

して

² 別紙1(「貿易・投資促進事業において想定し得るリスクにとって参考となる国際的な枠組み、条約等の例」)参照。

第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1)前提

- ・ 第Ⅲ部において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託している「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)」、「石油資源開発等支援事業」の案件形成調査(以下「ジェトロ調査」という)事業を対象とする³。
- ・ ジェトロ調査は、あくまでも案件発掘段階という意味決定の最も早い段階において実施されるものである。すなわち、本調査実施後に、フィージビリティ調査など次の段階の調査が実施されることを想定している。従って、ジェトロ調査段階における環境社会配慮調査は予備的なものであり、その主目的は、次の段階に進めるべきかを評価する1つの材料を提供すると共に、次の段階に進む場合にはその段階で行われる調査において必要とされる環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。
- ・ ジェトロ調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施及びジェトロによるその確認を適切に確保することである。

(2)基本方針

ジェトロ調査は、円借款供与の可能性のある案件の発掘や、民活事業案件の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、国際協力機構(JICA)/国際協力銀行(JBIC)等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェトロ調査は、相手国政府の正式な要請を前提とはせず、民間企業等から提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、その段階・枠組み・調査期間・予算規模・相手国関係機関の協力体制等において JICA/JBIC 等とは差異があることを十分に認識しつつ、以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする。

1)調査の実施手続き等について

① スクリーニング

調査案件の対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響が
して

ないと考えられるものの2種類に分類し、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

② 情報公開

ジェットロは、調査案件の採択後、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件ごとに明示する。ジェットロは、調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開する。

③ フォローアップ

ジェットロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努めることとする。

2) 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

ジェットロ調査は次の段階でフィージビリティ調査(計画段階の環境アセスメントを含む)などを想定している。従って、ジェットロ調査では、次の段階で行われる環境アセスメントのスキューピングの準備として幅広い洗い出しを行う。その際の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第I部基本的事項の3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」及び4.「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。

3) 調査における配慮事項

① 他の選択肢との比較検討

調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。

② ステークホルダーからの情報収集等

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。

(3) ジェットロが担う環境社会配慮上の責務

- ・ ジェットロは、本ガイドラインを通じて各調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、環境社会配慮面についてはそれを踏まえて調査案件採択のための審査を行う。
- ・ ジェットロは、本ガイドラインに従って、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求める。

- ・ ジェトロは、各案件形成調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で必要に応じて適切な対応をとる。
- ・ ジェトロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、次年度以降のジェトロ調査事業に関して専門的な立場からアドバイスを求める。

2. 調査の手続き及び方法

(1) 審査・採択段階

- ・ 調査の提案者は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施される場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と共にジェトロ担当部(以下「担当部」という)に提出する。「申請書(個別案件票)」における環境社会配慮に関する項目についての記述要領に関しては本ガイドライン別紙2を参照。
- ・ 担当部は、提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ海外事務所から情報収集を行う。
- ・ 担当部は、上記検討結果を環境社会配慮審査役に提出し、同審査役による審査を受ける。
- ・ ジェトロは、採択候補案件について、環境社会配慮の専門家を含む外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。
- ・ ジェトロは、採択案件の公示に際し、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。

(2) 契約段階

- ・ 担当部は、採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。
- ・ 案件の委託契約を締結する前に、担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙3「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認する。
- ・ 環境社会配慮審査役は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(3) 調査実施段階

- ・ 環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず①相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容の確認、②この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙3に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。

- ・ 上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公表されている JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考とする。
- ・ 調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。
- ・ 調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。
- ・ 調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。
- ・ 調査の実施者は、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記述する。
- ・ 担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(4) 調査報告書の精査段階

- ・ 担当部は、提出された報告書の精査段階において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(5) 調査報告書の公開

- ・ 原則として、和文・英文の報告書を国会図書館及びジェトロビジネスライブラリーに配架する。
- ・ 原則として、同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。

以上

(別紙1)

「貿易・投資促進事業において想定し得るリスクに参考となる国際的な枠組み、条約等の例」

Outbound		Inbound		想定されるリスク	国際的な条約、枠組み等		
我が国中小企業等の輸出促進	我が国中小企業等の海外進出支援	開発途上国との貿易取引の拡大等	対日投資の促進				
○		○		①有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン	ロッテルダム条約、ストックホルム条約、IFCパフォーマンス基準、EU-RoHS指令、EU-REACH規則	
○		○		②有害廃棄物の輸出入		バーゼル条約	
○		○		③製品使用後の有害廃棄物発生		IFCパフォーマンス基準、EU-WEEE指令	
	○	○		④事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	IFCパフォーマンス基準	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン	
	○	○		⑤危険・有害物質の使用			ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約
	○	○		⑥強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体交渉権、最低賃金 など地元法律・国際基準によって認められた労働者の権利不履行			多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (ILO)
	○	○		⑦雇用における差別			
	○	○		⑧危険、非衛生的な職場での雇用			
	○	○		⑨事業所、工場建設に当たっての環境社会影響評価の未実施			
	○	○		⑩用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生			国連グローバルコンパクト
	○	○		⑪地域住民との自然資源利用の競合			
	○	○		⑫災害や事故、緊急時の対応の不徹底			
		○		⑬森林不法伐採、動植物の生育環境破壊、貴重動植物の商業利用、偶発的な外来種の移入			生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約
	○			⑭汚職・腐敗・賄賂、不透明な金品の授受など			国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、OECD外国公務員贈賄防止条約
	○		○	⑮バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論がある ような技術、製品の流入			カルタヘナ議定書
	○	○		⑯市民に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等			オーフス条約

表の修正操作は、後で行う。

上記表で修正を要する箇所は、「開発途上国との貿易取引の拡大等」と「対日投資の促進」との縦軸入れ替え。字句の修正では、⑥の「…労働者の権利不履行」→「労働者の権利はく奪」、⑨の「…評価の未実施」→「…評価の不実施」、⑭「など」→「等」。⑥・⑮の空文字スペースのツメ

(別紙2)

申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領

調査の提案者は、申請書の提出にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。なお、プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので、留意すること。

I. 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)

1. プロジェクト及び調査概要

(1) プロジェクト提案に至る背景・問題

本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。

(2) 調査概要・調査項目

本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコア等につき、簡潔に記述すること。

(3) 既存調査の有無

本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)。

2. 環境社会に関する側面の検討

(1) 環境社会影響の可能性

本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部 4.スクリーニングに必要な情報」を参考にすること(それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。

(2) 環境改善効果

本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること(公募提案要領の別添5「環境改善効果に関する対象分野表」を参照)。

II. 石油資源開発等支援事業

1. 調査の概要

本項目には、①調査の目的、②調査の内容(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)、③調査結果の活用予定、の3点を踏まえた調査の概要を、提案企業の現時点での取組状況について触れながら、簡潔に記述すること。

2. 事業展開に伴う環境社会影響に関する想定事項

(1) 環境社会影響の可能性

本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部 4.スクリーニングに必要な情報」を参考にすること(それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。

(2) 環境改善効果

本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合にはその内容・理由等について記述すること。

3. 把握している関連調査結果

本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)。

以上

(別紙3)

調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

調査の実施者は、調査報告書の作成にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。

I. 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)

1. プロジェクトの背景・必要性等

本項目には、プロジェクトの必要性・優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえその結果を示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果

本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析(分析手法を明記)について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響

本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部 4.スクリーニングに必要な情報」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。また、プロジェクトの実施に必要なとなる相手国の EIA(環境アセスメント)等の内容についても記述すること。本調査の次の段階で EIA を行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

(4) プロジェクトの実現のために当該国(実施機関その他関連機関)が成すべき事柄

本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。

II. 石油資源開発等支援事業

1. 提案内容(マスタープランの場合は提案追加プロジェクト/プロジェクト概念設計の場合はプロジェクトの背景と必要性等)

本項目には、プロジェクトの必要性・優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえその結果を示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

(1) 国際協力機関のガイドラインを踏まえたプロジェクト実施に関する環境社会面への影響

本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部 4.スクリーニングに必要な情報」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述すること。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(2) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそ

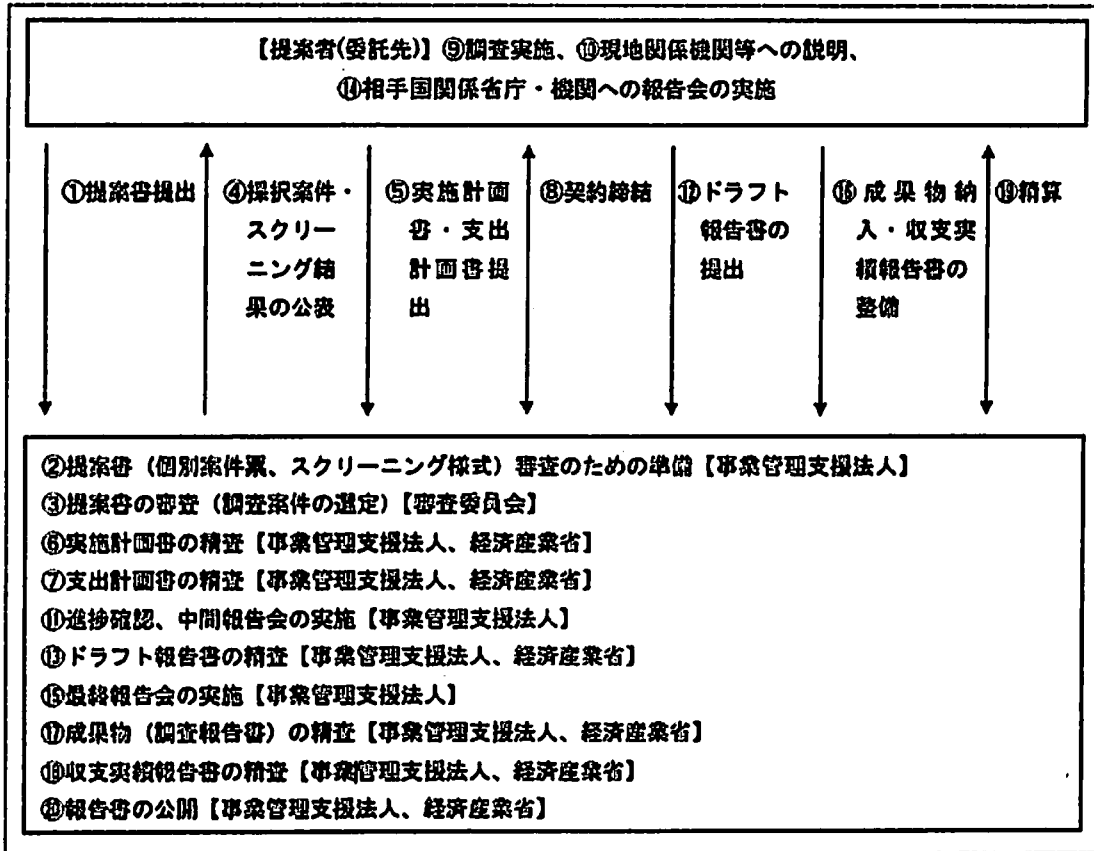
れをクリアするために必要な措置について記述すること。

また、プロジェクトの実施に必要となる相手国の EIA(環境アセスメント)等の内容についても記述すること。本調査実施後に EIA を行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

以 上

平成23年度 インフラ・システム輸出促進調査等事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）の進め方

～企画競争募集要領より抜粋（別添1）～



※①～⑭は進む順番の目安